

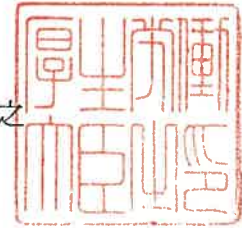
厚生労働省発雇均 1026 第 4 号

令和 3 年 10 月 26 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 育児休業の取得の状況の公表の方法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二の規定により、常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主が、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表するに当たっては、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二 育児休業の取得の状況として公表しなければならない事項

法第二十二条の二の規定により、常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主が、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として公表しなければならない事項は、次のいずれかの割合とすること。

一 その雇用する男性労働者であって法第二十二条の二の規定により公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この一及び二において「公表前事業年度」という。）において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等（育児休業及び法

第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。二において同じ。）をしたものの数の割合

二 その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

第三 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。